

CSR 政策の動因と類型

金子 匡良

はじめに — 本報告のきっかけ

- ・夏期合宿における二つの質問
 - ①なぜ政府が CSR に関与するのか？
 - ②CSR 政策とは何か？

1. 政府を CSR に関与させる動因

- ・「CSR 政策」という自家撞着？
cf. EC グリーンペーパーの CSR の定義
「企業が、自発的に、自らの事業活動やステークホルダーとの相互関係の中に、社会的・経済的関心を組み込むこと」
- ・なぜ政府が CSR に関与するのか
 - ①CSR は公共政策の実現に資する
e.g. SD 政策 環境保護、開発援助
 - ②CSR はハードローによる規制を補完する
e.g. 国際的な企業活動の規制、規制緩和政策の補完
 - ③CSR は「政府による統治」から「様々な行為主体による共治」への移行という流れに合致する
e.g. 政府の限界の補完
 - ④CSR は企業・政府・市民社会の役割と関係性を再編する
 - ⑤CSR は企業と国家の競争力向上に資する
e.g. デンマーク・マーケティング

2. Steurer による CSR 政策の体系的分析

- ・Steurer の問題意識 ⇒ 既存の CSR 政策の分析・分類は羅列的・非体系的

- ・ Steurer の分析方法 ⇒ CSR 政策の政策手法 (instruments) と政策課題 (themes) による分類

◇政策手法

- ①法的手法 (“ムチ”) : 法令等によって企業が行うべき行為を定める
- ②経済的手法 (“エサ”) : 税制上の優遇措置や助成金等によって企業行動に影響を与える
- ③広報的手法 (“説教”) : キャンペーンやウェブサイトなどを通じて情報提供を行う
- ④連携的手法 (“結びつけ”) : ステークホルダー・フォーラムや官民連携など、共通の目標を実現するための共同作業やネットワーキングを行う
- ⑤ハイブリッド手法 (“接着剤”) : CSR 綱領や CSR 戦略のように、いくつかの手法を組み合わせた取り組み

◇政策課題

- ①注意喚起と理解度向上 : 企業とステークホルダーに対して、CSR に関する注意を喚起し、理解を深める
- ②情報開示と透明性向上 : 企業の CSR 報告書の質を向上させ、ステークホルダーに信頼性の高い情報を提供する
- ③SRI の促進 : SRI の促進によって、株主の利益とステークホルダーの利害・関心を融合させ、株主資本主義に CSR を組み込む
- ④率先垂範の実行 : 公共調達、年金基金等の投資運用、政府機関の報告書の作成などにおいて、政府自ら SR を実行することによって、CSR を促進する

・ 政策課題設定の原則

- (1)政策の多様性を十分に反映するとともに、区分が明確になるような設定とする
- (2)政策課題と政策手法を混用しない
- (3)関係性国家論のような特定の概念に依拠しない

	注意・理解	情報開示・透明性	SRI の促進	率先垂範
法的手法	・法令における CSR への言及	・CSR 報告書に関する法令 ・年金基金の情報開示に関する法令	・特定の投資の法的禁止 ・年金基金における SRI の法定	・持続可能な公的調達 (SPP) や環境に優しい公的調達 (GPP) を実現する法令 ・財政投資における SRI に関する法令
経済的手法	・CSR に関連した補助金や輸出保証 ・企業の慈善事業に対する優遇税制や社会奉仕活動への助成金	・CSR 報告書の顕彰	・預託者や投資家への優遇税制 ・補助金	_____

<p>広報的手法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究活動や教育啓発活動 ・パンフレットやウェブサイトなどによる情報提供 ・キャンペーン実施のガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> ・CSR 報告書のガイドライン ・CSR 報告書に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・SRI に関する情報提供 ・SRI ガイドラインや SRI 基準 	<ul style="list-style-type: none"> ・政府機関への SRI や SPP に関する情報提供 ・政府機関の SD に関する報告書の刊行
<p>連携的手法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークや連携の形成 ・自発的同意・交渉に基づく合意 	<ul style="list-style-type: none"> ・CSR に関するコンタクトポイントの設立 ・GRI などに関するマルチステークホルダー・フォーラムの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・SRI に関するネットワークと連携の形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・公的調達ネットワーク形成
<p>ハイブリッド</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・CSR に関するセンター、コンタクトポイント、綱領、プログラムの構築（広報+連携） ・ISO26000 や GRI などの経営ツールや報告ツールの共同開発を含むマルチステークホルダーによる取り組み（広報+連携+経済） ・CSR 顕彰とブラックリストによる企業名公表（広報+経済） ・政府戦略やアクションプランに基づく CSR 政策の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・製品や企業のラベリング（広報+経済） 	<ul style="list-style-type: none"> ・SRI を採用ないし促進する年金基金（連携+広報+経済） 	<ul style="list-style-type: none"> ・SPP/GPP に関するアクションプラン ・政府内の SR に関するアクションプラン（すべての手段）

・ツールとしての GC の活用可能性

⇒ 法的手法：法令やガイドラインへの GC 原則の反映（cf. GCGC）、CSR 報告書への GC 原則の組み込みの義務化や奨励

広報的手法：GC の周知による CSR への注意喚起、SRI ガイドラインや SRI 基準への GC の反映

連携的手法：LN の形成、リーダーズ・サミットやラーニング・フォーラムへの支援・参加

3. German Corporate Governance Code について

- 相次いだ企業不祥事に対する反省とドイツ企業の信頼性確保の要請
 - ⇒ 企業の責務を列記した法律に準ずる規則の必要性
 - ⇒ 2002 年、政府の諮問委員会（クロメ委員会）の答申に基づき、German Corporate Governance Code (GCGC) 策定
 - ⇒ 何度かの改訂を経て現在に至る（最終の改正は 2010 年 5 月）

- GCGC の概要
 - ①企業の監査役と取締役に対して、コーポレート・ガバナンスに関する行動規範を示す
 - ②守らなければならない「muss (must) 項目」、守るべきことが強く推奨される「soll (shall) 項目」、守った方がよい「sollte/kann (should/can) 項目」から成る
 - ③構成は以下の通り
 1. 序文
 2. 株主と株主総会
 3. 取締役会と監査役会の協力
 4. 取締役会
 5. 監査役会
 6. 透明性
 7. 会計報告と決算監査

- 履行方法
 - ①透明性・開示法によって、上場企業は GCGC の soll 項目について遵守したかしなかったかの報告書（準拠表明）を提出する義務を負う
 - ②遵守しなかった項目については、理由を説明しなければならない
 - ③企業が独自の CG 原則を作成してこれを実施する際には、どこが GCGC と異なるのかを説明しなければならない

【参考文献】

- 田淵進・R. Bebenroth 「ドイツのコーポレート・ガバナンス・コードとその準拠表明」大阪経大論集 56 巻 5 号 (2006)
- L. Albareda et al, Public Policies on Corporate Social Responsibility: The Role of Governments in Europe, Journal of Business Ethics, Vol.74, Iss.4 (2007)
- J. Lozano et al, Governments and Corporate Social Responsibility: Public Policies Beyond Regulation and Voluntary Compliance (2008)
- R. Steurer, the Role of Governments in Corporate Social Responsibility: Characterizing Public Policies on CSR in Europe, Policy Science, Vol.43, Iss.1 (2010)
- B. Horrigan, Corporate Social Responsibility in the 21st Century (2010)